

契 約 締 結 前 の 書 面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です)

この書面をよくお読みください。

商 号 ソラーレ株式会社
住 所 〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町1番23号
加地ビル 2F
Tel 096-321-7100

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号： 九州財務局長(金商) 第12号

○ 当社と取り交わす投資顧問契約の概要

- (1) 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- (2) 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った結果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 提供する助言の内容及び方法

- (1) 当社は当社が提供する「日経先物アシストメール」において、売買判断の助言を提供いたします。
- (2) 売買判断の助言は、原則 E メールをもって提供いたします。但し、プロバイダーその他の通信環境あるいはお客様のご事情等、当社の帰責事由によらない事由を原因として、投資助言に関する E メールが不着となること、それにより、お客様が投資機会を喪失されることについて、当社は責任を負いません。
- (3) 助言の頻度は市況環境等により、増減する可能性があります。また投資に適する状況でないと判断される場合は助言を留保する可能性があります。なお、助言の回数にかかわらず、前払いされた月会費の返還は行いません。
- (4) 助言の時間は原則 15:30 から 19:00 の間とします。
- (5) 助言の範囲は、日経平均先物及び日経平均先物 mini の売買の別、新規・決済の別及び価格とします。

売買金額(売買単位)はお客様の判断とします。注文価格はお客様の判断とします。

*なお、当社が実績値として発表する場合の数値は、メールにて指定した指値範囲と、実際の値動きを元に計上した想定約定価格で表記いたします。

- (6) 「日経先物アシストメール」を利用した売買の結果は、すべてお客様に帰属し、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○会員の種別について

当社と「日経先物アシストメール」を利用するお客様は、次のとおり、その種類が区別されます。

会員の種類の区別によって、当社が提供する「日経先物アシストメール」における売買判断の助言の内容、方法、回数、範囲等が異なることはありません。また、一般会員 A を除いた他の会員は、スクールの講座を受講することができます。

(1) 一般会員 A

クラブ会員でない者で、「日経先物アシストメール」の利用のみの権利を有する者

(2) 一般会員 B

クラブ会員でない者で、「日経先物アシストメール」の利用とともに、スクール所定の講座を受講する権利を有する者

(3) クラブ会員

ソーラーアカデミーあるいは当社が開校していた PrinceKing 投資カレッジ、コージュ株式スクールの所定の講座を修了し、講座修了者が加入するクラブに属する者

(4) プレミアム会員

クラブ会員のうち、ソーラーメソッド講座（旧：PKO メソッド講座）の受講を修了しまたは受講申込を行った会員あるいは当社が開校していた「コージュ株式スクール」が開催した所定の講座を受講した者

○ 報酬等について

(1) 投資顧問契約による報酬

「日経先物アシストメール」に入会する場合、入会金として、一般会員 A は 33,000 円（税込み）、一般会員 B は 49,500 円（税込み）をお支払いいただきます。なお、過去に一般会員 A もしくは一般会員 B であった者、及びクラブ会員及びプレミアム会員は、入会金は無料です。

「日経先物アシストメール」を利用する場合、月会費として、一般会員 A は、33,000 円（税込み）、一般会員 B は 49,500 円（税込み）をお支払いいただきます。但し、一般会員 B は、次年度（2 年目）以降、月会費を 38,500 円（税込み）に減額します。また、クラブ会員は、月会費として 27,500 円（税込み）、プレミアム会員は、22,000 円（税込み）をお支払いいただきます。

(2) 助言報酬等の支払い時期、方法

会費は前払いとし、前月末までにご登録の銀行からの引き落とし、もしくはご登録のクレジット決済とさせていただきます。ただし、契約初月分に関しては、契約締結時に現金、もしくはクレジット決済にてお支払いいただきます。

なお、一括でのお支払いを希望される場合は、契約締結時及び更新時に契約期間（1 年分）の月会費全額を現金またはクレジット利用あるいは振込にてお支払い

たきます。

契約はお客様からの解約のお申し出がない場合、1 年ごとに自動更新されます。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する日経 225 先物及び日経 225mini 先物についてのリスクは、次のとおりです。

(1) 価格変動リスク

価格の変動により、投資元本を割り込むことがあります。

(2) 市場リスク

市場全体の相場環境により、投資元本を割り込むことがあります。

(3) 信用リスク

対象とする原資産や金利の変動等により、投資元本を割り込むことがあります。

(4) 流動性リスク

市場の状況により、意図した通りの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合には、転売又は買い戻しによる決済ができない場合があります。

(5) レバレッジ効果リスク

日経平均先物取引においては、小額の証拠金でその何十倍の取引が出来ることから、当初元本（証拠金）を上回る損失が発生する場合があります。

(6) 制度リスク（追加証拠金）

価格の変動や代用有価証券の値下がりにより、証拠金に不足額が発生した場合には、証拠金の追加差入れが必要となります。

また取引の異常が認められる場合は、証拠金額の引き上げ等の規制措置が取られる場合に、証拠金の追加差入れや代用有価証券の差換え等が必要となる場合があります。

所定の時限までに証拠金を差し入れない場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を強制的に決済される場合があります。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時の書面を受領された日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面又は電磁的方法による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面又は電磁的記録媒体を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の清算は、次のとおりとなります。

契約解除日までの報酬は不要とし、前払いされた入会金及び月会費は全額返還いたします。

④ 契約解除に伴う損害賠償、違約金および手数料等はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約解除希望日の 1 週間前までに書面又は電磁的方法による意思表示で契約を解除できます。その場合、前払いされた月会費は、日割りにより計算された残額を返済いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金および手数料等はいただきません。

○ 租税の概要

お客様が有価証券売買取引される際、売買による利益は、個人のお客様は雑所得として申告分離課税の対象となり、法人のお客様は益金として通常の法人税率により課税されます。反対売買等により、毎年 1 月～12 月までの間に確定した損益を通算して、利益となった場合には、利益の合計額から必要経費を控除した額が課税対象になります。詳しくは、最寄りの税務署もしくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

○ 投資助言契約終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- (1) 契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます)
- (2) クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電磁的方法による契約の解除の申出があったとき(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください)
- (3) 当社が、投資助言業を廃業したとき
- (4) その他、当社の提供する投資助言サービスをお客様が利用するのは不相当と当社が判断したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- (1) 当社が投資助言業務に関して、お客様を相手方として、またはお客様のために以下の行為を行うこと。
 - ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - ④ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- (2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、当社の行う投資助言業務に関して、お客様から金銭もしくは有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者にお客様の金銭、有価証券を預託させること
- (3) 当社及び当社と密接な関係にある者が、投資助言業務に関して、お客様に対し金銭もしくは有価証券を貸付け、又はお客様への第三者による金銭もしくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ、代理を行うこと

会社の概要

- | | | | |
|---|--|--------|-------|
| 1 | 資 本 金 | 300 万円 | |
| 2 | 役 員 の 氏 名 | 代表取締役 | 井手 広司 |
| | | 取締役 | 井手 太星 |
| | | 取締役 | 井手 寿子 |
| 3 | 主 要 株 主 | 井手広司 | |
| 4 | 分析者・投資判断者 | 井手広司 | 井手太星 |
| 5 | 助 言 者 | 井手広司 | 井手太星 |
| 6 | 当社への連絡方法及び苦情等の申出先
以下の電話番号、E メールアドレスにご連絡ください。
電話番号 096-321-7100
E メールアドレス info@solare.jp | | |
| 7 | 当社が加入している金融商品取引業協会
当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、九州財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。 | | |
| 8 | 当社の苦情処理措置について
(1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。
当社の苦情等の申出先は、上記 6 の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。
① お客様からの苦情等の受付
② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
③ 解決案のご提示・解決
(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。 | | |

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

電 話 0 1 2 0 - 6 4 - 5 0 0 5 (フリーダイヤル)
(月～金／9：00～17：00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご紹介ください。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

10 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、ソーラーレアカデミー（株式スクール業、動画・画像編集スクール業、起業家育成スクール業）を運営しています。

以上